

日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学における
公的研究費等に関する行動規範

研究活動は、先人達の業績等を土台として、個々の研究者が自由な発想と知的好奇心・探究心に基づき、真実の探求や新たな知見の想像を積み重ね、知の体系を構築していく行為であり、人類の幸福、経済社会の発展を支えるものである。

一方、研究活動における不正行為は、研究活動の本質・趣旨を、研究者自らが歪める行為であり、また、人々の科学への信頼を揺るがし、科学の発展を妨げ、冒瀆するものであることから絶対に許されない。研究者は、自らの研究活動が貴重な国費により様々な局面で支えられていることを改めて十分に自覚し、公正な研究活動を進めることが必要である。

このことを踏まえ、日本赤十字秋田看護大学及び日本赤十字秋田短期大学（以下「本学」という。）は、研究等を遂行する上で、行動（態度）の基準を行動規範として次のとおり定める。

本学の非常勤を含む、研究者、事務職員、技術職員及びその他関連する者（以下「構成員」という。）は、これを誠実に実行しなければならない。

1. 構成員は、公的研究費が大学の管理する公的な資金であることを十分に認識し、公正かつ効果的に使用しなければならない。
2. 構成員は、公的研究費の使用にあたり、関係法令及び当該研究費の執行基準等のほか、学内関係諸規程の定めにより公正かつ適正に取り扱わなければならない。
3. 研究者等は、研究計画に基づき、公的研究費の計画的かつ適正な使用に努め、不正行為（捏造、改ざん及び盗用等）をしてはならない。また、事務職員等は、研究活動の特性を理解し、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。
4. 構成員は、相互の理解と連携を密にし、協力して公的研究費の不正使用（架空請求に係る業者への預け金、実態を伴わない旅費、給与又は謝金の請求等、虚偽の書類によって本学の規定及び法令等に違反した公的研究費の使用）を未然に防止するよう努めなければならない。
5. 構成員は、公的研究費の使用にあたり、取引業者との関係において本学の規程等を遵守し、不正を行わないよう、公正に行動を行わなければならない。
6. 構成員は、公的研究費の取扱いに関する研修会等に積極的に参加し、関係法令等の知識習得、事務手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。
7. この指針の改廃は、経営会議及び教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この指針は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成27年1月1日から施行する。